

**対象児童 1 人につき 2 万円を 1 回限りで支給します！**

■はじめに・・・申請は必要ですか？

原則**申請は不要**です。希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ2月13日（金）までに届出書を恵庭市役所えにわっこ応援センターに提出してください。

**申請が不要な方** ① 2月上旬に手当の案内はがきを送付します。

② 希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ、届出書を提出してください。

③ 児童手当受給口座等へ振り込みます。

恵庭市

子育て  
世帯

**申請が必要な方** 裏面「6」に記載の方は、申請書を提出ください。

手当の詳細に関しては、随時情報を更新しますので、恵庭市公式HPをご覧ください。申請書や口座変更の届け出書などは、HPよりダウンロードできます。



### 1. 対象児童

次に記載する児童が対象になります。

- (1) **令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童**（※令和7年9月に出生した児童については10月分）
- (2) **令和7年10月1日から令和8年3月31日まで**に出生した児童

2. 支給対象者 上記（1）の**児童手当受給者**、または上記（2）の**保護者**

3. 支給額 対象児童 1 人につき **2万円**（1回限り）です。

### 4. 支給時期

**恵庭市では2月27日（金）から順次支給を開始**します。以降、入金の確認ができなかった場合は恵庭市役所えにわっこ応援センターまでお問い合わせください。注）裏面「6」の方については申請が必要なため、3月以降の支給となります。

**裏面に続きます。必ずご確認ください！**

## 5. 支給方法

### (1) 児童手当受給者

**原則、令和7年10月支給時(※)の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます(※令和7年9月に出生した児童は12月支給時)。**

### (2) 申請を行った保護者(「6」の対象者)

**申請書で指定した口座に振り込みます。**

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、すみやかにご連絡ください。

## 6. 申請が必要なのはどんな場合?

**次に記載する方は申請が原則必要**です。申請書を恵庭市公式ホームページよりダウンロードし、必要事項を記載し、恵庭市役所えにわっこ応援センターに提出してください。

- ・ 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者  
(**恵庭市から案内はがきが届いている方は申請不要となります。**)
- ・ 所属庁から児童手当を受給している公務員(下記「公務員の方へ」を参照)
- ・ 10月1日以降に離婚(離婚調停中等も含む)により児童手当の申請が必要になった保護者

## 7. こんなときはどうなるの?

### ■ 引っ越した場合はどうなりますか?

**9月分(令和7年9月に出生した児童については10月分)の児童手当を支給した市町村(特別区含む)から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。**ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

### ■ DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか?

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

## ～公務員の方へ～

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。  
恵庭市では、2月2日(月)より申請書の受け付けを行います。

### 手続きに関するお問い合わせ先

#### 恵庭市役所えにわっこ応援センター

電話 **0123-33-3131 (内線1243)**

(受付時間: 平日8:45~17:15)

住所 〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

### 制度に関するお問い合わせ先

#### こども家庭庁 コールセンター

電話: **0120-252-071**

(受付時間: 平日9:00~18:00)



### 「物価高対応子育て応援手当」に関する

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに恵庭市から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるとは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに恵庭市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。